

妊婦・出産ナビゲーション事業実施要綱

(平成 27 年 12 月 25 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、母子保健や育児に関する様々な悩みや問題に関して、保健師や助産師等の専門職が相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築することにより、妊婦並びに乳幼児及びその保護者の心身の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(実施場所)

第 2 条 本事業の実施場所は、健康推進課、板橋健康福祉センター、上板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、志村健康福祉センター、高島平健康福祉センターとする。

(対象)

第 3 条 本事業の対象は、板橋区（以下「区」という。）に住所を有する全ての妊産婦（妊娠中又は出産後 1 年以内の女子をいう。）及び就学前までの子育て世帯（以下「対象者」という。）とする。

(実施体制)

第 4 条 実施場所には、母子事業に関する専門知識を有する相談員（板橋区母子保健相談員設置要綱（令和元年 11 月 25 日区長決裁）により任用された母子保健相談員をいう。以下同じ）を 1 名以上配置する。

(事業内容)

第 5 条 区は、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 心身の状態、家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握するため、妊娠の届出をした全ての妊婦に対し、相談員による面接の機会を設けること。
- (2) 育児パッケージ（現金以外のものであって子育て支援に資するもの等をいう。）を配布すること。
- (3) 支援を必要とする者に対し、必要な時に母子保健サービス等が利用できるよう情報提供を行い、ナビゲーションシート（子育て情報と支援の方向性を示した用紙）を作成、配付する。
- (4) 相談員が、妊娠期から子供の就学前までの子育て期にわたる母子保健や育児に関する相談に随時対応すること。
- (5) 対象者への支援を行うに当たり、地域におけるネットワークの構築及び強化を図るため、関係機関との連携を密に行うこと。
- (6) 相談員が対象者への支援の実施に当たり、必要に応じて、地区担当保健師と協議を行うこと。

(育児パッケージの配布)

第 6 条 育児パッケージの配布対象者は、前条第 1 号の規定による面接を受けた妊婦とする。ただし、帰省等やむを得ない理由で面接を受けていない妊婦についても、板橋区保健所長（以下「保健所長」という。）が認める場合は、育児パッケージを配布することができる。

- 2 育児パッケージの交付を希望する者は、板橋区長に育児パッケージ交付申請書（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。ただし、前条第 1 号の規定による面接をオンライン方式により受けた場合に係る育児パッケージの交付申請については、別記第 1 号様式の提出に代えて、東京共同電子申請・届出サービスによるものとする。
- 3 育児パッケージは、一の胎児に対して 1 個配布するものとする。
- 4 育児パッケージは、妊娠届提出日から 1 年以内に配布するものとする。ただし、保健所長が特段の事情が

あると認めた場合は、この限りではない。

- 5 第1項から前項までに定めるもののほか、育児パッケージの配布については、東京都のとうきょうママパパ応援事業実施要綱（令和2年5月11日付2福保子家第236号）とうきょうママパパ応援事業補助金交付要綱（令和2年8月25日付2福保子家第800号）に基づき実施する。

（ナビゲーションシートの運用等）

第7条 対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第3号の規定によるナビゲーションシートの配布に加え、各健康福祉センターの地区担当保健師が支援を行う。

- (1) 心身の不調、育児不安等により手厚い支援を要する者
 - (2) 家族からの援助が受けられない等のリスク要因が認められる者
 - (3) その他継続的な支援が必要であると認められる者
- 2 健康福祉センターの地区担当保健師は、前項各号のいずれかに該当する者について、一定期間支援を実施した後に、その支援の効果検証を行う。
 - 3 前項に規定する効果検証は、当該支援者のナビゲーションシート作成から1年以内に行うものとし、検証の結果さらに継続的な支援が必要と認められる場合は、当該ナビゲーションシートの更新をした上で、支援を継続する。
 - 4 前項の規定によりナビゲーションシートを更新した場合は、更新時から原則として1年を超えない期間の内に、再度支援の効果検証を行わなければならない。ただし、あらかじめ効果検証の時期を定めて行う場合は、この限りでない。
 - 5 ナビゲーションシートの様式については、保健所長が定める。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、保健所長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、第5条第1号及び第2号並びに第6条の規定は、平成28年2月1日以降に妊娠届を提出した者に配布する。
- 2 この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成29年2月1日から適用する。
- 3 この要綱の一部改正は、平成31年3月1日から施行する。
- 4 この要綱の一部改正は、令和2年3月1日から施行する。
- 5 この要綱の一部改正は、令和3年3月1日から施行する。
- 6 この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 7 この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

育児パッケージ交付申請書

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	※マンション名・部屋番号もご記入ください。 〒 _____ 様方		
	電話			
	受け取る希望数をご記入ください。育児パッケージは、お子様の数と同数受け取ることができます。 (例) 単胎→1個 双胎→2個 三胎→3個 <input type="checkbox"/> 個受け取りを希望します			
育児パッケージの交付を希望するので申請します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (宛先) _____ 申請者氏名 板橋区長				

<p>【事務処理欄】</p> <p>受付場所</p> <p> <input type="checkbox"/>板橋健康福祉センター <input type="checkbox"/>上板橋健康福祉センター <input type="checkbox"/>赤塚健康福祉センター <input type="checkbox"/>志村健康福祉センター <input type="checkbox"/>高島平健康福祉センター <input type="checkbox"/>健康推進課 </p>	受付印
---	-----